

つちはし事務所通信

5

May
2021



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2021年5月1日

改正済

令和3年4月から労災保険の「特別加入」の対象を拡大

労働者災害補償保険法において、フリーランスとして働く者等の労働者でない者については、労災保険の強制加入の対象とはなっていませんでしたが、労災保険法の施行規則の改正により、令和3年4月から、次のように、特別加入制度の対象を拡大することとされました。



……………令和3年4月1日から労災保険の「特別加入」の対象が広がりました……………

【前提】 労災保険の特別加入制度

特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認める制度です。

特別加入できる方の範囲は、中小事業主等（第1種特別加入）、一人親方等・特定作業従事者（第2種特別加入）、海外派遣者（第3種特別加入）に大別されます。

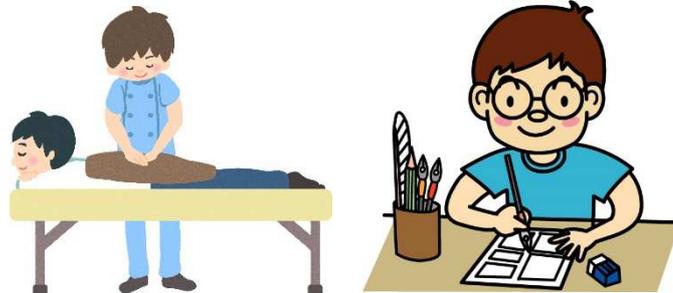
<今回追加されたもの>

- 一人親方等の特別加入の対象に追加
 - ・柔道整復師
 - ・創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者

- 特定作業従事者の特別加入の対象に追加
 - ・芸能関係作業従事者
 - ・アニメーション制作作業従事者

<保険料は？>

これらの方は、いずれも第2種特別加入をすることになり、これらの方の第2種特別加入保険料率は、労働保険徴収法の施行規則において、いずれも「1,000分の3」とされました。



★対象となる方におかれましては、気軽にお声掛けください。詳細を説明させていただきます。

なお、「創業支援等措置に基づき事業を行う方」とは、改正高齢者雇用安定法による65歳から70歳までの高齢者就業確保措置のうちの「創業支援等措置」として、委託契約等に基づいて高齢者が新たに開始する事業又は社会貢献事業に係る委託契約等に基づいて高齢者が行う事業を、労働者を使用しないで行う方やその事業に従事される労働者以外の方をいいます。

「創業支援等措置」は、雇用以外の措置であるため労災保険の適用がないところ、特別加入は認めようという趣旨で設けられたものです。



令和3年4月から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会を確保するため、定年引上げ、定年廃止、継続雇用制度の導入、労使が同意した上での雇用以外の創業支援等措置の導入のいずれかを講じることが、事業主の努力義務とされました。このような措置の導入を支援してくれる助成金があります。

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）のポイント

概要 次のいずれかの措置を導入した事業主に対して助成を行うコースです。

- A. 65歳以上への定年引上げ
- B. 定年の定めの廃止
- C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- D. 他社による継続雇用制度の導入

支給額 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

〔補足〕「D. 他社による継続雇用制度の導入」については、下記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

【 A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定めの廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳に引上げ		定年の引上げ（70歳以上） 又は 定年の定めの廃止	<>は引上げ幅 (注)複数の制度導入を あわせて実施した場合の支給額 はいずれか高い額のみとなります。
		<5歳未満>	<5歳以上>		
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円	

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

【 D. 他社による継続雇用制度の導入※1】

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳まで		70歳以上	措置内容	66～69歳まで		70歳以上
	<4歳未満>	<4歳>			<4歳未満>	<4歳>	
10人未満	15万円	40万円	80万円	支給上限額	5万円	10万円	15万円
10人以上	20万円	60万円	100万円				

※1 申請事業主が雇用している65歳以上の者であって、定年後等に雇用されることを希望する者を、その定年後等に他の事業主が引き続き雇用することにより、雇用を確保する制度の導入をいいます。

☆ 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）の対象となるA.～D.の措置は、70歳までの就業機会確保措置（高年齢者就業確保措置）のうち「雇用による措置」となります。上記の助成金や高年齢者就業確保措置の詳細につきましては、お気軽にお尋ねください。

あとがき◆つちはし事務所より

🍀まさか、2年続けて「ステイホームのゴールデンウィーク」を過ごすことになるとは、想像もしていませんでした。しかも、徳島県の患者数は、昨年よりずっと危機的状況です。昨年春以来、大幅な要件緩和が行われ、多くの雇用を守ってきた「雇用調整助成金」と「緊急雇用安定助成金」も、この5月にはその役割を縮小することになっていましたが、全国的な第4波の広がりを受け、一部を変更した上で特例措置を6月30日まで延長するという方針が、4月30日に発信されました。

🍀とはいえ、この特例措置の延長、少々複雑です。まず4月までと同様の特例が適用されるのは、緊急事態宣言かまん延防止等重点措置の対象地域と、3ヶ月の生産指標が前年、もしくは前々年の同期より30%以上下がっている「業況特例」の事業主。つまり、業績がコロナ前より3割以上下がっていることが条件となります。それ以外の中小企業の事業主は、支給率が10分の10から10分の9に下がり、上限も1日15000円から13500円に下がります。なお、廃止が予定されていた雇用保険被保険者以外の方の休業手当に対する「緊急雇用安定助成金」も、同様に延長が決まりました。詳しくは、つちはし事務所の担当者までお問い合わせください。

